

令和3年神審第4号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年5月30日14時50分

京都府本庄港東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数 4.82トン
登録長 10.34メートル 6.39メートル
機関の種類 ディーゼル機関 電気点火機関
出力 242キロワット 66キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配した、最大搭載人員が旅客9人及び船員1人のFRP製遊漁船で、同室前部左舷側に舵輪、その右舷前方に魚群探知機及びGPSプロッター、右舷側壁際に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年5月30日07時20分京都府養老漁港を発し、本庄港北東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが10ノット以上の対水速力で航行すると船首部が浮上し、操舵室中央に立って前方を見ると、正船首から左右各舷にそれぞれ約12度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素は、時折船首を左右に振ったり、操舵室外に出るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、08時20分釣り場に着き、移動を繰り返しながら遊漁を行かせた後、14時42分帰途に就くこととして発進し、GPSプロッターを作動させ、操舵室中央に立って操船に当たり、14時43分少し前本庄港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）から049度（真方位、以下同じ。）1.32海里の地点で、針路を145度に定め、機関を回転数毎分1,500にかけ、10.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により船首死角が生じた状態で進行した。

a受審人は、14時48分北防波堤灯台から084度1.54海里

の地点に達したとき、正船首650メートルのところにBを視認することができ、船首を北北東方に向けてほとんど移動しない様子から漂泊中であることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針したとき周囲に他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思いい、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、14時50分北防波堤灯台から095度1.72海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷中央部に前方から58度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時であった。

また、Bは、船体後部に操舵区画を配したFRP製プレジャーモーターボートで、同区画右舷側に舵輪、その前方に魚群探知機内蔵のGPSプロッター及び右舷側壁際に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、同日09時00分養老漁港を発し、本庄港北東方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、09時40分釣り場に着いて流し釣りを行った後、14時30分衝突地点付近に移動し、長さ10メートル直径12ミリの合成繊維製の引き索を連結した傘部の直径1.5メートルのパラシュート型シーアンカーを海中に投入して船首部のウインチに係止し、機関を停止して船首が北北東方を向いた態勢で漂泊を始め、同乗者が操舵区画前方の右舷側生け簀蓋、自身が同区画後方の同舷側

船縁にそれぞれ腰を下ろし、いずれも右舷方を向いて釣りを続けた。

b受審人は、14時48分衝突地点で、船首が023度を向いていたとき、左舷船首58度650メートルのところに自船付近に向けて南下するAを初めて視認し、その動静を監視していたところ、同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するのを認めたが、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、避航を促す音響信号を行うことも、避航の気配がないまま間近に接近しても、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、釣りを続けながら漂泊中、14時49分半至近に迫ったAに衝突の危険を感じ、立ち上がって両手を振って大声を発したものの、効なく、Bは、船首が023度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に亀裂等、Bは、左舷中央部外板及び同舷船縁に破口等をそれぞれ生じた。また、b受審人が、右前腕切創を負った。

(航法の適用)

本件は、本庄港東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、同海域には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、本庄港東方沖合において、養老漁港に向けて航行中のA

が、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、本庄港東方沖合において、養老漁港に向けて航行する場合、船首死角が生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、定針したとき周囲に他船を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、本庄港東方沖合において、釣りをを行いながら漂泊中、衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せずに接近するAを認めた場合、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかし、同人は、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年9月15日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲